

令和5年度第2回地域自立支援協議会 ご意見等のまとめ

Q1 資料2-1 計画骨子 ■重要施策事項 4福祉・生活支援充実について

最近、精神障害者のご家族の相談会に参加する機会があった。精神障害だけではなく、発達障害、身体障害など他の障害のご家族が手軽に相談、情報交換する場も必要である。障害者ご家族支援も施策に加えてはどうか。

A1

今回の市民アンケートの問31「障害のある人の生活に関連する福祉事業として、今後、特に取り組んでほしいことは何ですか。」に対し、14.3%の方が「相談ができる場所を増やしてほしい」と回答され、また、問40「保護者への支援として力を入れてほしいことは何ですか。」に対して、31.3%の方が「本人の家族や保護者同士が交流したり話あえる場を作ってくれること」と回答され、多くの市民が、相談窓口の充実や障害のある人やその家族同士が交流の機会を持ち、お互いの経験を活かし、気軽に相談し合える環境づくりが必要であると回答しています。

現行計画では、P40「福祉・生活支援の充実」において、総合的支援の実施の中で、「福祉総合相談センターの相談対応」「福祉なんでも相談窓口の設置と機能強化」「専門相談機関及び市や地域包括支援センター等の関係機関との連携強化」を掲げ、相談機能の強化に取り組んでいるところです。

また、発達障害やひきこもり者の専門相談窓口を設置し、発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援や、ひきこもり者の居場所づくり・家族会の運営などの支援を実施しているところです。

引き続き、障害当事者やその家族からなる障害関係団体、保健・医療・福祉・教育・就労など広範な分野の関係団体・機関と連携を図り、相談機能の充実及び障害者やその家族の交流の促進を図っていきます。

Q2 資料3 市民アンケート調査報告について

(P17～P19) 障害者の避難について不安に感じている人が多い。個別避難計画の周知と同時に、在宅の方、事業所ともに「避難訓練」実施の必要性を感じた。

(P42～P43) 保護者への支援を手厚くする必要がある。保護者が働くことに対して柔軟に対応する職場を増やしていくことが必要。民間業者（経営者、商工会議所）などへの働きかけを、更に充実してほしい。

市民アンケートには、当事者・当事者の家族の声がたくさん書かれている。実現可能な施策は、速やかに実践してほしい。

A 2

「避難訓練の実施の必要性」のご意見に関して、現在本市で実施している個別避難計画は、①計画書の作成（名簿登録）②避難時支援に必要な地域との連絡調整③避難訓練の実施、これらの内容を踏まえた避難計画になっています。しかしながら、計画作成に至っても地域との連絡調整や避難訓練に至らないケースがほとんどです。障害のある人が安心して避難することができるよう、個別避難計画作成にあたっては、連絡調整や避難訓練も含め、「個別避難計画の実効性の確保」として骨子のおり新規として取り組んでいきます。

「保護者等が働くことに対する職場の柔軟対応に係る事業者などへの働きかけ」のご意見に関して、事業者（企業等）の障害に対する理解は不可欠だと考えています。本件を含めた「障害者理解の促進」を現行計画同様に施策として取り入れます。

また、「アンケートに記されている要望等で実現可能な施策の着手」のご意見に関して、今回のアンケートでは、非常に多くのご意見をいただきました。障害関係団体からいただいたご意見を含め、次期計画において、実施すべき施策を検討していきます。

Q 3 資料 1 サービス計画に係る実績報告 訪問系サービスについて

訪問系の利用時間の減少に関して、訪問事業所の介護職員の絶対数が不足しており、利用が出来ない方もおられると思われまます。現に事業所には相談支援専門員やケアマネージャーから入れるかどうかの問い合わせに対して、人がいない、その時間は既に動くことが出来る職員がいないと言う回答が結構あります。新規に事業所が立ち上がっても他の事業所から異動してきた方がほとんどで新しくヘルパーをしようと言う方は少ないです。この部分の対策が必要かと思われまます。

A 3

標記のご意見に関して、現行計画の P49 においても「重度訪問介護や視覚障害者のための同行援護などにおいて、利用者の希望に沿った十分なサービスの提供ができていない」、「事業所で働く人材が十分確保できていない」という意見があがっており、障害福祉事業所で働く人材確保の必要性を認識しています。

本市では、同行援護のヘルパー資格に必要となる国指定の研修の受講費用を助成する「コミュニケーション支援人材育成助成金制度」のほか、市内の障害福祉サービス事業所に新たに支援員等（利用者に直接支援を行う従事者）として就労した常勤の方に助成金（最大 10 万円）を交付する「宇部市障害者福祉施設就労者支援助成金制度」を令和 2 年度に創設し、現在までに 50 人の障害福祉サービス事業所に新規就労された方に対し助成金を交付しています。

引き続き、事業所等の安定したサービス提供を図るため障害福祉人材を確保

する施策について検討、実施していきます。

Q4 資料1 サービス計画に係る実績報告 障害児通所サービスについて

出生率は減少傾向が続いていると思われますが、現在、保育園や幼稚園、小学校に行かれています方で園や学校から療育を受けた方がいいと言われ、療育施設を利用する方が年々増えています。

園や学校側が福祉サービスに集団で動くことが難しいお子さんを押し付けている感じがあります。今後もそういうお子さんが増えてくると思います。

A4

「障害児に対する保育園・幼稚園や学校の対応」のご意見に関して、現行計画の P29 で教育・療育の充実の施策として「療育ネットワークの充実」を掲げて取り組んでいます。資料 2-1 と 2-2 で記しているとおおり、医療・教育・福祉の連携不足が課題となっており、重点施策事項として取り組むべき施策と認識しています。「連携」をさらに進めていくために、新たな重要施策事項として「療育関係機関連携の強化」を骨子に取り入れていく中で実態を把握し、お子さん一人ひとりの特性に応じた必要な支援を行っていきたいと考えています。

Q5 資料2-1、2-2 計画骨子 ■重要施策事項について

①「障害についての理解促進」ですが、あいサポート運動は、障害を「心身機能的にできないこと」という、いわゆる医学モデルで捉えており、障害者権利条約や障害者差別解消法が基盤とする社会モデルとは異なります。市民アンケートに記載がある差別事例は「不当な差別的取扱い」が多数ですが、「合理的配慮の不提供」も差別であることを多くの市民・関係者が共有しなければなりません。あいサポート運動が不要というのではなく、社会環境を変えていくことが必要であること、合理的配慮についての理解を促進させることを計画の中に盛り込むべきと考えます。

②サービスの量を確保するための施策が盛り込まれていないのですが、「連携不足」や「安定した支援体制に対する不安」もさることながら、そもそも資源が足りないということはないのか、担い手不足によるサービス提供体制の脆弱さも含めて、何らかの対策を講じてはどうかと考えます。

③福祉施設入所者の地域生活への移行について計画に盛り込まれているのか気になります。現在入所施設等で暮らしている方がどこで生活することを希望しているか、ニーズ把握をした上で移行に向けた支援体制を充実させることは、昨年（2022年）の障害者権利条約対日審査で最重要課題として指摘されたことへの対応につながります。一朝一夕にはいきませんが、中長期的な計画の中にも含まれなければならないと思います。

A6

①「合理的配慮についての理解促進」のご意見に関して、すべての施策を実施する中で、「障害にについて知ること、障害に関する正しい理解を深めること」が重要なことのひとつと考えています。しかしながら、資料 2-1 に記しているとおおり、市民アンケート等の結果から、障害に関する理解が十分されていないのが現状です。骨子に示しているとおおり次期計画の重点施策の2つの内の1つとして「理解促進」を掲げており、市民の皆様が障害について理解し、皆様のちょっとした手助けで障害のある人が安心して生活できるよう「あいサポート運動の推進」を新たな重要施策事項として取り入れました。

合理的配慮の提供についても、「理解促進」を重点施策として掲げた理由のひとつとして、令和6年4月から民間事業者による合理的配慮の提供の義務化があります。現行計画では、P20「心のバリアフリーの推進施策」の「地域・民間事業者における配慮の推進」を掲げて取り組んでいますが、次期計画で重点施策として取り組むこと、併せて今回のご意見を踏まえ、施策内容をより充実させて取り入れていきます。

②「サービス量の確保」「サービス提供の担い手不足」のご意見に関して、まずは「サービス量の確保」ですが、障害者福祉計画とは別に次期計画として「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を令和6年度から令和8年度までの3年間の各年度の目標値や方策等を記した計画を作成中です。今回の骨子ではお示しできておりませんが、次回の協議会で素案を作成し、委員の皆様からご意見をいただく予定にしています。また、「サービス提供の担い手不足」ですが、Q3の間と同様に、人材確保の観点も踏まえた内容で作成していきます。

③「福祉施設入所者の地域生活への移行」のご意見に関してですが、「ご本人がどこで生活するのか」は、ご意見のとおり、ご本人の想いや希望が最優先であると考えています。現行計画において「地域移行地域定着支援の強化」として取り組んでいますが、次期計画を作成するにあたり、これから必要な施策は何かを整理し現行計画を見直しながら、国・県の動向などを踏まえ検討していきます。

Q7 資料2-1 計画骨子 ■重要施策事項 1 障害者理解の促進について

障害者の地域支援を進めるには、障害者理解の促進が有効だと思います。「あいサポート運動」は障害者理解に関心がある人には有効だと思いますが、無関心の住民には障害者が直接訴えていく方が効果的であると思います。障害者本人または家族が実情を訴える場を設けてみてはいかがでしょうか。

Q8 資料3 市民アンケート調査報告について

障害者理解を進めていく上で、妨げになっているのは情報不足であると思います。偏見や差別、誤解をなくすためにも正しい理解が広がっていくことが必要です。また障害者本人及び家族も自らの情報発信をしていくことが大切ですが、隠そうとしたり逆に誤解や偏見があるのかと感じています。開かれた障害者の実態が進んでいくことが近道かと思えます。

A7、8

Q7、Q8については、関連があるため、合わせて回答させていただきます。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害を理由とした差別の解消と、合理的配慮の取り組みが求められるようになり、法改正により令和6年4月からは、事業者による障害がある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。この取り組みを進めるためには、市民が障害について正しく理解することが必要であると考えます。

今回の市民のアンケートでも問23「障害のある人に対する理解を深めるために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。」の問に対して、「障害のある人の話を聞く機会をつくる」との回答が26.6%あり、2番目に高い回答率になりました。

障害者団体や当事者、身体障害者補助犬の利用者等と連携し、障害に対する正しい理解や配慮の必要性について、市の広報紙やウェブサイトで取り組みを紹介するなど、障害についての理解促進に向け広報活動を展開するとともに、地域自立支援協議会に設置する予定の各専門部会等で、障害のある人やその家族の方の意見を聞く場を設けることについて検討していくとともに、障害に関して無関心な方に対しても、障害者週間などの様々なイベント等を活用し、障害理解に関する情報発信に積極的に取り組んでいきます。

Q9 資料2-1 計画骨子 ■重要施策事項 1 障害者理解の促進について

障害者アンケートでは、まだまだ障害を持つ方々に対する理解が不十分であることが示されている。一般の方々だけでなく、就労支援に関わる事業所に勤務する職員さえも、理解が不十分であり、障害を持ちながら通所している当事者の意欲や自信低下につながる例もある。よって、一般の方々への理解促進のための普及啓発とともに支援に関わる人への教育が必要と考える。例えば、ワーキングチームでの支援者研修や新規採用職員への研修など、行政（協議会）として、位置付けることはできないものでしょうか。

A9

現在、障害者の自立と社会参加を図り、障害者雇用への理解と啓発を増進することを目的として、「宇部市障害者就労支援ネットワーク会議」を設置してお

り、本会議の下に就労支援、移行支援、継続支援の各分野で、障害者の就労支援を行う事業所、行政機関、教育機関、商工団体等からなるワーキングチームを組織し、それぞれのワーキングチームが主体となり、またお互いが連携をとりながら、障害者雇用に関するセミナーや支援者のスキルアップ研修会などを企画し、開催しています。令和6年度からは、当会議を地域自立支援協議会に設置する専門部会として位置付ける予定としており、引き続き、関係機関や団体等が連携し、情報の共有や交換を行うとともに、障害者雇用への理解と啓発の推進や、支援者の障害特性に応じた支援スキルの向上を図っていきます。

Q10 資料3 市民アンケート調査報告について

現在の暮らし、将来の暮らしについての調査結果をみると、ひとりで暮らしたい、自分を理解してくれる人と暮らしたいとの内容が記載されています。資料上の実績からグループホーム利用者が増加しており、本人が自立を目指し又普通の暮らしを目指し、その移行期間の施設として、利用されているのではと思います。皆様が目指す、その暮らしを支援していくために地域の社会資源の充実は欠かせないと考えます。

A10

障害のある方が、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現できるよう、障害者本人の意思や希望、選択を尊重し、障害の程度や状況、生活環境、家族の状況等を総合的に勘案し、支援の必要度に応じて適切な支援を実施していきます。また、グループホームの体験利用や地域生活体験事業の実施による一人暮らしの体験の場の確保や、施設入所中、入院中の障害者が退所、退院後に住み慣れた地域で自分らしい生活がおくれるよう、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）や自立生活援助等のサービス提供体制の確保、グループホームや公営住宅などの生活の場の確保に努めていきます。